

## 専門的ながん医療に携わる 医師及び医療従事者の育成について

がん医療は、手術、放射線療法、化学療法から緩和医療までが集学的に提供されることが必要であり、そのため各療法の専門的な知識及び技能を有する医師とがん医療に関する専門的な知識及び技能を有する看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療従事者がチームとなって医療を提供することが求められており、こうしたチーム医療を支える医師及び医療従事者の養成が重要である。

(取組)

● 医師

- ・ 各関係学会における専門医等の養成  
各関係学会において独自の基準（指定施設における研修、経験症例数、セミナーの受講、学科試験等）を設けて実施されている。

[関係学会の専門医等の養成状況]

学会名	会員	専門医	認定医	備考
日本癌治療学会	15,774	-	-	H18.10.6 現在
日本放射線腫瘍学会	2,975	-	540	H18.10.30 現在
日本臨床腫瘍学会	5,327 ※	47	(暫定指導医) 1,496	H18.4.1 現在 ※H18.11.16 現在
日本病理学会	4,118	1,928	-	H18.11.1 現在

- ・ 国立がんセンター等における研修  
国立がんセンターにおいて、レジデント・がん専門修練医の受け入れ、がん診療（放射線治療や化学療法など）に関する専門的な研修を実施している。また、がん診療連携拠点病院でも医師に対して専門的な研修を実施することとなっている。

● 看護師

- ・ 日本看護協会における専門看護師等の養成  
日本看護協会において独自の基準を設けて実施されている。  
がん看護専門看護師            79人（平成18年11月現在）  
ホスピスケア認定看護師    303人（平成18年10月現在）  
がん性疼痛認定看護師       224人（                    "                    ）  
がん化学療法認定看護師    148人（                    "                    ）

- ・ 国立がんセンター等における研修  
国立がんセンターにおいて、がん看護に関する専門的な研修を実施している。また、厚生労働省が都道府県に委託して看護師の専門的な研修を実施している。
- 薬剤師
  - ・ 日本病院薬剤師会における専門薬剤師の養成  
国の補助を受けて日本病院薬剤師会が実施している。  
がん専門薬剤師 41人（平成18年6月1日現在）
  - ・ 国立がんセンターにおける研修  
国立がんセンターにおいて、薬剤師レジデントの受け入れ、化学療法等に関する専門的な研修を実施している。
- 診療放射線技師、臨床検査技師
  - ・ 国立がんがんセンター等における研修  
国立がんセンターにおいて、診療放射線技師に対して画像診断及び放射線治療に関する専門的な研修を実施し、臨床検査技師に対してがん診療に関する専門的な研修を実施している。また、がん診療連携拠点病院においても診療放射線技師、臨床検査技師に対して専門的な研修を実施することとなっている。
- 診療報酬における（がん関連の）専門性の評価
  - ・ がん診療連携拠点病院加算（がん診療連携拠点病院の整備指針に基づく専門医師、専門的コメディカルの配置等を評価）
  - ・ 病理診断料（病理学的検査を専ら担当する医師による組織標本の診断を評価）
  - ・ 放射線治療管理料（放射線治療を専ら担当する常勤の医師による医学的管理を評価）
  - ・ 画像診断管理加算（画像診断を専ら担当する常勤の医師による画像診断を評価）